

米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和7年6月号)

1 生産者の皆様に向けた米の生産意向に関するアンケート

調査の目的

今後の米政策を検討するにあたり、米生産者の声を聴くことが不可欠です。このため、米の販売農家・農業法人その他経営体の皆様を対象に、今後（来年、5年後、10年後）の米の生産意向に関するアンケート調査を実施しています。

調査期間

令和7年6月19日（木）～令和7年7月31日（木）

下記のURL又は二次元コードからご回答いただけます。



<https://forms.office.com/r/8mhBjG9n0i>

小泉農林水産大臣のメッセージ

私は、農林水産大臣に就任以降、まずは、米価高騰が続く中、消費者の米離れを防ぐという思いで、数々の対策を講じてきました。一方で、今後の米の生産の在り方を考えると将来にわたり農家の方々が安心して生産できる環境を整える政策を実施することが不可欠であります。そのためには、生産現場の実態を把握することが重要ですが、特に、私は、日本の各地で、今日も米づくりに汗を流している生産者の皆様の生の声を直接お聞きしたい、と思います。

こうした思いで、米の生産者の皆様に向けた、今後（来年、5年後、10年後）の生産意向のアンケート調査を行うこととしました。

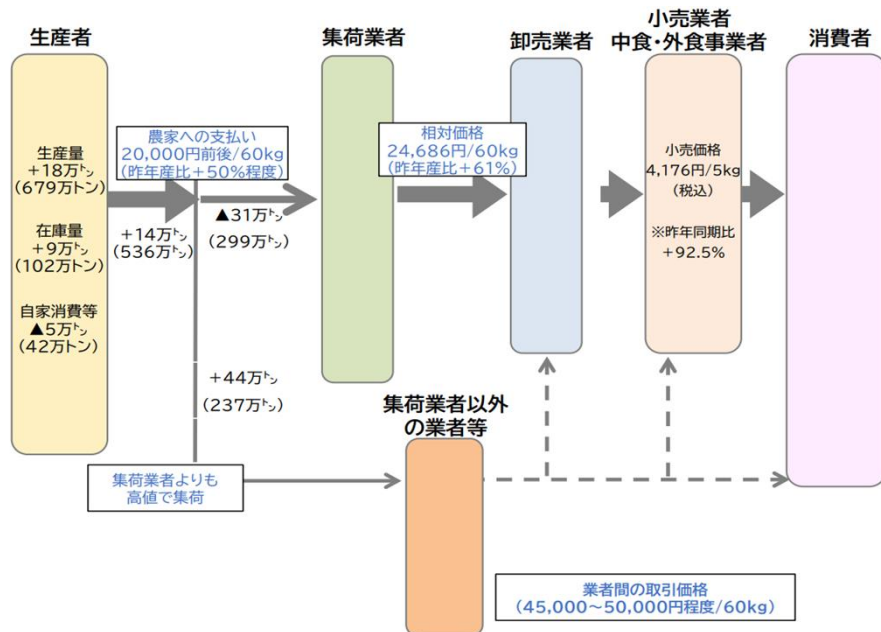
一人でも多くの生産者のみなさまに御協力をいただけるようお願い申し上げます。

2 流通の目詰まりと小売価格上昇の背景

令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報やその後の地震・台風による一時的な買い込み需要から、一部店舗において米が陳列されない状況が発生しました。

このような中で始まった6年産米の集荷において、業者間の競合、新規の集荷業者（以下「集荷業者以外の業者等」という。）の参入により高値で集荷される状況となり、前年に比べJA等の集荷が31万トン減少した一方で、集荷業者者以外の業者等の集荷が44万トン増加しました。

これまで、JA等の集荷業者から大口で調達していた卸売業者や実需者は、例年どおりの調達が困難となり、集荷事業者以外の業者等から高値で調達することを余儀なくされた結果、小売価格の上昇につながったものと考えています。



令和6年能登半島地震及び9月20日からの大雨に関する情報

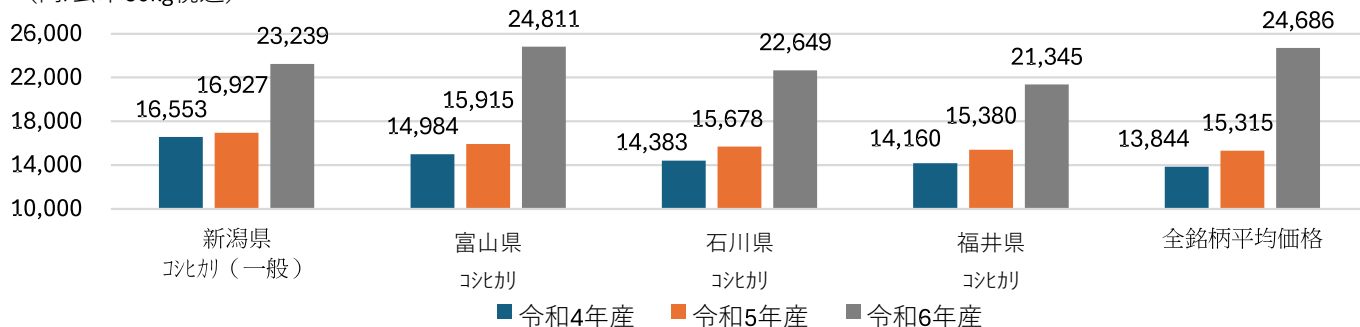
営農再開に向けた現地相談窓口においては、引き続きご相談を受け付け対応しております。支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🔗クリック）、または右記二次元コードからご覧ください。



1 米の相対取引価格

令和4年産及び、令和5年産は出回りから翌年10月まで、
令和6年産は出回りから令和7年5月までの平均価格

(円/玄米60kg税込)

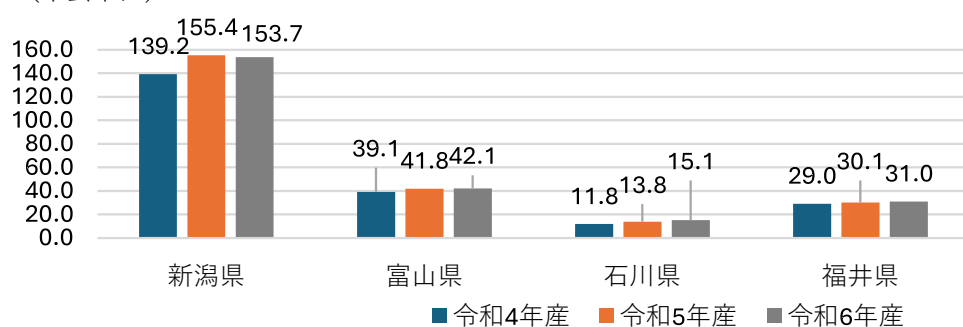


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

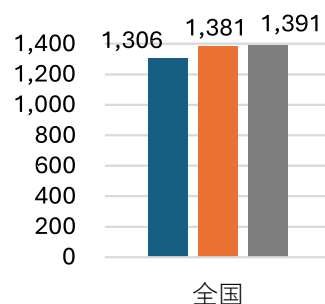
- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものであり、数量（②）は、同契約の数量の合計である。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（6年産は速報値）。
7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
8 政府備蓄米を含む。

2 米の産地別販売状況（4月末現在）

(千玄米ト)



(千玄米ト)

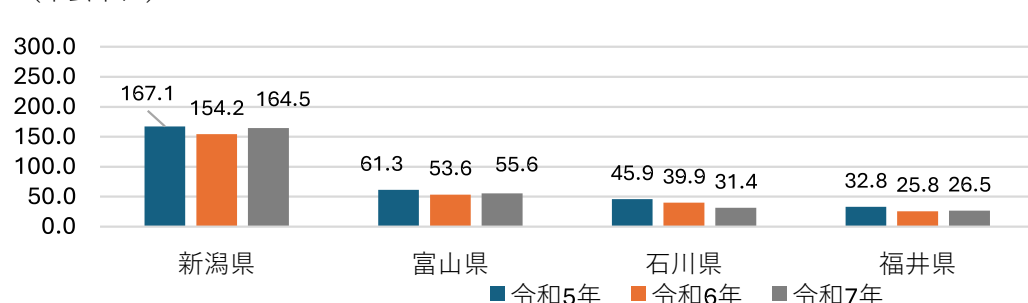


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

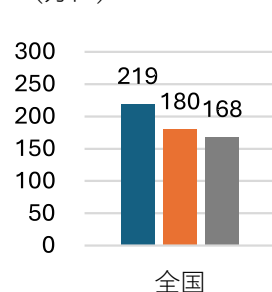
- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（4月末現在）

(千玄米ト)



(万ト)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
3 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
5 令和7年3月以降には、買戻し条件付きで売り渡した政府備蓄米（買戻し条件付売渡し米穀）の数量（令和7年3月末時点で0.2万トン）を含む。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



農林水産省 北陸農政局